

松江市告示第459号

松江市税賦課徴収条例施行規則(平成17年松江市規則第53号)第4条の2第2項の規定により、市民の福祉の増進に寄与する寄附金として指定したので同条第3項の規定により告示する。

令和2年7月15日

松江市長 松浦正敬

記

法人又は団体の名称		主たる事務所等の所在地	事業所名	寄附金等の目的又は充てようとする事業名	寄附金等の名称	市民税における寄附金控除の対象期間
学校法人	坪内学園	松江市東朝日町74番地	学校法人坪内学園	法人運営事業・学生支援事業	坪内学園運営事業費寄附金・学生支援事業費寄附金	令和2年7月15日から令和3年11月30日
			専門学校松江総合ビジネスカレッジ	運営事業・学生支援事業	専門学校松江総合ビジネスカレッジ運営事業費寄附金・学生支援事業費寄附金	
			山陰中央専門大学校		山陰中央専門大学校運営事業費寄附金・学生支援事業費寄附金	